

## 1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）
- 第4 第1号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 第5 第2号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 第3号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件
- 第7 第4号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第8 一般質問

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

- 1番 浅田康子君
- 2番 原田久夫君
- 3番 石井雅彦君
- 4番 吉田政義君
- 5番 寺北建樹君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 笹倉政芳君

## 4 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市市長 西村和平君

加東市長 安田正義君

多可町長	吉田一四君
西脇市副市長	吉田孝司君
消防担当課長	
西脇市防災安全課長	藤原広三君
加西市総務部次長兼防災担当課長	榊田隆章君
加東市防災課長	三木秀仁君
多可町防災課長兼担当理事兼生活安全課長	藤本巧君

消防本部

消防長	友藤豊造君
消防部長	石井満君
警防部長	和久井正人君
西脇消防署長	清瀬明彦君
加西消防署長	菅野敏行君
加東消防署長	中嶋利久君
総務課長	東田幸策君
企画財政課長	小西康夫君
予防課長	岡田堅三君
救急課長	小林克樹君
情報管理課長	三村浩義君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長	東田幸策君
総務課課長補佐	藤本忠孝君
総務課主任	山内佑生君

○議長（寺北建樹君） 第38回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶をいただきます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第38回北はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席をいただき、また、日頃から当組合の運営につきまして格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、国内において新型コロナウイルスへの初の感染者が確認されてから既に1年が経過しましたが、1月には緊急事態宣言が再度発令されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。また全国各地では、消防活動の拠点となる消防署において職場内クラスターが発生し、消防機能に重大な障害が生じる事態をも発生している状況でもあります。

このような中、北はりま消防では、西脇消防署に配備する救急車1台を専用車両に指定して管内感染者の救急要請に対応するなど、広域のスケールメリットを生かした対応により感染リスクの軽減に努めるとともに、1月中には現在新築工事の計画を進めている多可出張所を除く全ての署所にオゾン水生成器を配備したほか、各消防署及び多可出張所にオゾンガス発生装置を配備して、感染防止対策の強化に努めているところでございます。

また、消防サービスを安定的に提供するという社会的使命を果たせるよう、公私両面での職員の感染防止対策を徹底し、エッセンシャルワーカーとしての自覚の下、体制確保に努めているところです。

本日、私どもから提案させていただく案件につきましては、御案内のとおり専決処分の報告、補正予算、条例改正、規約の一部変更及び令和3年度予算の5件でございます。慎重な御審議と適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後2時36分 開会

### 開 会 宣 言

○議長（寺北建樹君） ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第38回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。総務課長より報告させます。

東田総務課長。

○総務課長（東田幸策君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりです。

次に、監査委員から定期監査結果報告書及び例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

以上で、報告を終わります。

○議長（寺北建樹君） 以上をもちまして、報告は終わります。

これより日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺北建樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により、議長から指名いたします。

1番、浅田康子議員、2番、原田久夫議員の両名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 日程第3 報告第1号

##### 専決処分の報告の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第3、報告第1号 専決処分の報告の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

報告第1号 専決処分につきまして御報告申し上げます。

職員が公用車で物損事故を起こし、相手方の修理費を賠償することにより和解したものでございます。

以上、報告第1号 専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（寺北建樹君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、これで報告第1号 専決処分報告の件を終わります。

#### 日程第4 第1号議案

##### 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第4、第1号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

第1号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,555万9,000円を減額し、その総額を27億4,447万5,000円に改めようとするものでございます。

第2条は繰越明許費でございまして、6ページ第2表に記載のとおり、西脇消防署多可出張所整備事業費2億6,800万円を次年度に繰り越すものでございます。

第3条は地方債の補正で、6ページ第3表に記載のとおり、消防施設整備事業に係る起債の限度額を減額変更しようとするものでございます。

続きまして、事項別明細書により補正予算の主な内容について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。歳出です。

第1款議会費及び第3款消防費は、事務事業の確定により減額しております。

16ページを御覧ください。

第4款公債費は、償還利率の確定により減額しております。

次に歳入でございしますが、10ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料は減額補正し、第5款財産収入、第8款繰越金及び第9款諸収入は増額補正しております。

また第10款組合債は、消防施設整備事業に係る起債を減額補正しております。

以上によりまして、歳入歳出予算の補正額は5,555万9,000円となり、収支の均衡を図った次第でございます。

なお、参考資料として、18ページから23ページに給与費明細書を添付しておりますので御参照賜りたいと存じます。

以上、第1号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第1号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 第2号議案

##### 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第5、第2号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

第2号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

改正理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、北はりま消防組合火災予防条例第11条の2に規定する急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前の規定についても火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する事項について、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第8条の3については文言の整理を行い、第11条の2については急速充電設備の全出力の上限拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直しを行います。そして第44条において、急速充電設備の設置については、消防長または消防署長への届出を要することといたしております。なお、届出については、全出力50キロワット以下は対象外でございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、第2号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 1点だけお聞きします。この上程に関しまして、消火設備の必要性についてお聞きします。

○議長（寺北建樹君） 石井消防部長。

○消防部長（石井満君） 特に今回の改正ではございません。特に消火設備は必要ございません。

○2番（原田久夫君） はい。

○議長（寺北建樹君） ほか、ございますか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより第2号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 第3号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第6、第3号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

第3号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

協議理由でございますが、令和3年4月1日付で、兵庫県市町村職員退職手当組合を北播磨清掃事務組合が脱退され、同日付で市川町外三ヶ市町共有財産事務組合が加入されることに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する必要が生じたためでございます。

次に協議内容でございますが、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から「北播磨清掃事務組合」を削除し、「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」を加えるものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、第3号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第3号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 第4号議案

#### 令和3年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第7、第4号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

第4号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、御説明申し上げ

ます。

令和3年度の予算は、車両配置計画に基づき高規格救急自動車2台を更新する経費、感染症に対する感染防止用資機材の整備経費、消防通信指令設備機器を更新する経費等を計上しております。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億9,978万4,000円と定めます。

第2条地方債ですが、4ページの第2表を御覧ください。

地方債の借入限度額は6,510万円といたしております。

1ページにお戻りください。

第3条、一時借入金の最高額は3,000万円と定めます。

それでは予算説明書に基づいて、昨年度予算と比較しての増減を説明いたします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書の歳入を御覧ください。

まず減額いたしましたのが、第1款分担金及び負担金の2億8,946万8,000円、第2款使用料及び手数料の17万7,000円、第5款財産収入の197万円、そして第10款組合債の290万円でございます。

増額いたしましたのが、第9款諸収入の89万6,000円でございます。

次に、6ページを御覧ください。歳出でございます。

まず減額いたしましたのが、第2款総務費の152万7,000円及び第3款消防費の3億43万2,000円でございます。

増額いたしましたのが、第1款議会費の9万4,000円及び第4款公債費の824万6,000円でございます。

第5款予備費につきましては、昨年度と同様になっております。

なお、参考資料といたしまして、20ページ以降に給与費明細書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第4号議案 令和3年度北はりま消防組一般会計予算についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第4号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(寺北建樹君) 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 一般質問

○議長(寺北建樹君) 次に、日程第8、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

それでは7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

7番、大畑議員。

○7番(大畑一千代君) それでは、一般質問をさせていただきます。

項目としましては、負担金の見直しについてでございます。

まず1項目めでございますが、平成31年以降の負担金の見直しのための協議状況につきまして、まずお尋ねをいたします。

平成31年2月18日の当組合議会におきまして、負担金の在り方について質問をさせていただきました。その内容は、ほかの一部事務組合と違って消防・救急業務は、署所の数でありますとか職員の数によって住民が受ける利益は大きく異なってくるので、現行の負担金の在り方については見直すべきではないかと申し上げました。そして、署及び所の職員数で経費を案分いたしますと、加東市では約2,500万円、西脇市では約4,600万円を多く負担していると指摘し、均等割2、人口割8を見直すべきと申し上げ、お考えをお聞きしたところでございます。

まず、通告書にはないのですが、この案分をした職員数について念のため申し上げておきます。本部及び指令員を除く職員として、トータル170名で計算しております。そして、その内訳なんですけど、西脇市43人、多可町32人、加西市51人、加東市44人、この数字につきましては若干今現在と変わっているかも分かりません。当時、平成30年だったか、要は質問した頃に組合のほうからいただいた資料に基づいて、私のほうで拾い上げた数字であるところでございます。

そして、そういった質問をしまして、管理者のほうからは「全体の中で消防力がどう反映されるか、担保されているかのほうが大事」というお考えをお聞かせいただきました。

また、副管理者である加東市長からも発言があり、「3市1町、それぞれ2拠点でという同意がまとまりつつあったときに、多可町さんから2拠点ではカバーできない、何とか3拠点でという話があり、それでは加西市も今ある3拠点でということになった」とお聞きしました。また、「管理者を交代するときには、負担割合の見直しについては継続して審議してもらおうということを引き継いだ。終了したというふうには認識していない。協議

はしていくものと思っている」とのことでした。

あれから2年が経過しました。その後の負担金の在り方、負担割合について見直しの協議はされたのか、まずお尋ねいたします。また、されたということであれば、その内容についてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 平成31年2月18日、第30回組合議会定例会において、大畑議員から負担金見直しについての質疑があり、また同年11月には、安田副管理者から負担金の見直しについての協議の場を設定されたいとの要望がありましたので、管理者として幹事会において負担金の見直しについて検討するようにと、当時の消防長に指示をしました。

その後、幹事会5回、また新たに消防担当課長会を設置し、その課長会を3回実施して協議を重ねてきました。協議内容につきましては、主に現行の共通経費2割の妥当性について協議を重ねてきたものであり、その検討内容を踏まえ負担金を見直すべきか、見直すべきでないのか議論が進まない状況であることを、この1月19日の管理者会において報告を受けたものであります。なお、この負担金の見直しにつきましては、平成28年1月の管理者会でも提案があり、同年11月の管理者会において現行の2割、8割に対し、3割、7割また職員数割、署所配置数割等を加味した案についても検討しましたが、議論が進まなかった経緯があります。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 再質問をさせていただきます。

結論としましては、何回かの協議をされたというの、管理者会でも議論が進まなかったということでした。

それで共通経費、2割の共通経費が妥当なのかどうかというようなところも協議されたという、あるいは私も提案しております職員数割、こういったことについても議論をされたというふうなことでしたが、結局は今のところはまだ進んでいない。どうなんだろうかね、これは。具体的には今、主に協議されている内容と申しますのは、したがって今申されたような共通経費の洗い出しと申しますか、そういったことを担当課長会議でされているということでしょうか。

○議長（寺北建樹君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

現在のところ、担当課長会のほうは議論を尽くしまして、1月19日の管理者会の場におきまして、最終こういう状況ですという報告を管理者・副管理者のほうにいたしました。ということで、今後、管理者・副管理者のほうで御討議いただくという次第になってございます。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 要するに、事務レベルでは既に議論を尽くして、担当課長会ではこれ以上議論をする、あとは管理者会で決めてくださいよという、そういう段階になっておるといことでしょうか。それとも幹事会のほうでまだ議論されていくといことなのか、19日の管理者会で報告されてしまっていますから、恐らく事務方のほうの分は済んでしまって、4人の管理者で話し合う、それが残っていると、それしかないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（寺北建樹君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 今、大畑議員がおっしゃったとおり、現状では各構成市町の方々による討議という状況になってございます。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） これは、また十分そういうことはいろいろされたとは思いますが、要は市町長の協議だけということだから、こんな質問はしても仕方がないのかなと思うのですが、いろんな広域消防があると思うんですね。たくさん広域で設立されたところがあると思うのですが、そういったところの負担金の在り方、そういったことも十分検討された上で今の結論に至ったという。その結論というのは、要は先ほどからお話がありました共通経費の部分のことで、共通経費をどういうふうに、どれを共通経費にするんだというようなことなんでしょうかね。要は、その方向でまとまって、ほかの私が提案しました職員数割であったりとか、という部分については採用はしないというふうな結論で、共通経費は何なんだという、そういったところからの2割、8割の見直しをしていく。これを3割7割に持っていこうとか、そういうふうなところなんでしょうか。再度確認なんですけれども1月19日、管理者会で事務方から報告があった内容というのは、事務方で協議した結果はこういったものなのですよと、これでどうですかというようなところでの、今後の管理者会での議論になっていくというふうになっていくということなんでしょうか。

○議長（寺北建樹君） 石井消防部長。

○消防部長（石井満君） 負担金の見直しにつきましては、管理者のほうからもございましたけれども、平成28年に一度させてもらっております。そのときには大畑議員さんが言われましたように、全国の組合消防の負担金の在り方等の提示をさせていただきまして、例えば大畑議員さんが言われたような職員数割とか基準財政需要額割とか、それをミックスしたようなやつとか全て、それでこれからどのような状況になっていくかというデータをお示しさせていただいて検討させていただきましたけれども、先ほどありましたけれども、管理者会を3回したのですけれども最後のときに、最終的には均等割3、人口割7と

いうのと、あと職員数割、署所割というものを加味した案を最終的に検討しましたがけれども、議論が進まなかったということで一旦は終わっています。その後、また再開をしたという経緯になっておりますけれども、その続きといたしますか、今で言いますと先ほどありましたように、今2割、8割でしております。その2割というのが発足した当時はこの構成市町の一部事務組合がそういった2割、8割という負担割合をとっていたということもありまして、基準財政需要額割とかいうのも組合発足当時は検討したんですけれども、2割、8割というのと基準財政需要額割というのもあまり数字は変わらないであろうとか、あと住民の皆さんにとっては分かりやすい形であるというようなこともあって、今現在2割、8割というのを採用しているのですけれども、じゃあ、その2割というのが実際、共通経費としてよいのかというのが、今事務局のほうで検討している状況で、その内容につきまして、例えば今本部で置いておる経費があります。それが実際は消防署に配備、例えば活動服であったりとかそういったものは本部で経費を持っておりますけれども、実際は署所で活動する署員が着るといようなこともありまして、実際共通経費については全体の経費の中で何割であろうという試算を出しまして、消防幹事会で検討して、この1月19日の管理者会に検討の資料として提案をさせているところでございます。私ども事務局としては、管理者の皆様の中で検討できる資料づくりが主な仕事だと考えておりまして、管理者会へ今まだ提案したばかりです。その中でまた協議をいただきまして、御指示があればもう一度その指示に基づきまして資料づくりをして、よりよい方向に行けたらというのが今の状況でございます。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 確認なんですけど、そうしましたら、1月19日の管理者へ提出された資料というのは、事務方ではこういう案でまとまりました、あとは首長さん方で決めてくださいというようなものなのか、要は、事務方ではこれが最善の案ですよというふうなところを出されたのか、それとも事務方では意見がばらばらだったのでとりあえずデータだけなのか、資料だけなのか、そういったところはどうか。要は事務方ではまとまったのですか。

○議長（寺北建樹君） 石井消防部長。

○消防部長（石井満君） 事務方、幹事会のほうで検討、消防担当の中で検討させていただいて、その内容につきましては詳しくは今申し上げられませんが、各市町の担当者も集まって検討した結果、各市町の考えの4つの案をお示しをして、その中で選ぶのではなくて、検討の材料として提案をしております。事務局として、こういった形はどうかという資料ではございません。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それでは、次に移らせていただきます。

要は負担金をあとは管理者会でというふうな話を今聞いたところなんですけれども、2

項目め、負担金の見直しの必要性についてどのように考えておられるか。管理者及び副管理者、4人の首長さん方のお考えを聞かせていただきたいと思うのです。

先ほど申しましたが、管理者が全体の中で消防力をどう反映されるか、担保されるかが大事だと、火災が発生すれば市町関係なく近隣署所からバックアップする。このように言われましたが、多可町さん、加西市さんが3拠点にこだわられたのはここの市民からすれば、やはり少しでも近くに拠点があり、1秒でも早く消防車・救急車が来てくれる方が安心である。言い換えれば受益が大きいからであるはずであります。また、多可町さんにおかれては広域化以前、この組合設立以前は24時間体制ではなかったのが今は24時間体制になって、住民の皆さんの安心度も大きくなったはずであります。3拠点体制になり、配備されている職員さんも26人から現在では30人になっていると聞いております。大変充実しているわけであります。したがって、それなりの負担をしていただくのは当然のことと、私は思っております。

以上のことを申し上げた上で、管理者及び副管理者である構成市町それぞれの首長さんのお考えをお聞きいたします。負担金について見直すべきと思われるのか、あるいは見直す必要はない、見直しはしないというお考えなのか、この際はっきりとお考え、思いを、その理由も併せてお答えいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 大畑議員から、構成市町のそれぞれの首長の考えを聞きたいということですが、組合の管理者として私が代表をして答弁をさせていただきます。

平成23年度に組合が発足してから、平成25年度には消防体制整備計画を策定、平成27年度には署所配置計画により、1本部3署7出張所の10拠点24時間体制が決定するとともに、職員数確保のため前倒し採用等の定数条例の改正も行い、平成30年度には加東市から西脇市へ消防本部を移転しました。

このような中で、前段で答弁させていただきましたように、負担金見直しについて幹事会等で協議を重ねてきております。負担金見直しについては、すぐには結論づけることのできるものではございませんが、管理者会においてそれぞれの首長の考え、思いを踏まえながら検討していきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 私が申し上げておるのは、4人の方々それぞれの御意見はどうかというお尋ねをしておるのですけれども、例えば管理者はじめ、それぞれの個々のお考えというのはお聞かせいただけないのでしょうか。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 管理者会において、これからそれぞれの首長のお考え、また思

いを確かめながら改めて協議を進めていく段階でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 私、今までのこの答弁をお聞きしておりまして、1問目の分から答弁しておりまして、担当者会議、担当課長会議、それから幹事会がずっと見直しに向けて3回、4回ずっとされてきております。経費の見直しに向けての協議をずっとされてきておるということは、それぞれ4人の首長さんも見直しの必要性については認識されておるといふふうに理解させていただいてよろしいですか。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 先日、幹事会のほうから検討についての結果をもらいました。その中で、これから管理者会で見直しを検討していくというところでございます。以上です。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） しつこいようですけれども、要は職員を派遣してあるいは職員が時間をとってそういった検討協議をされておる、そういったことは首長さんのそれぞれの命令があってされておるわけですけど、ですから、担当課長が勝手に見直しの資料でデータを見たり検討することはまずないと思うんです。それは、それぞれの首長さんが命令なのか承認なのか分かりませんが、見直しをするためのお考え、見直しは必要だという認識のもとに職員を派遣されて検討を進められておる、こういうふうに認識をするしかならないと思うんですね。私としては、職員が勝手にそんなことをするわけなし、命令がなかったら動けないと思います。ですから、首長さんそれぞれに見直しの必要性というものは考えられている。内容は今からですけれども、見直しが必要だから職員を派遣して会に出席されている理由の一つ、見直しが必要だという認識でおられているというふうに理解させてもらってよろしいですね。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 今回のことにつきましては、31年の2月18日の第30回の組合議会において、大畑議員のほうから負担金の見直しについて、また同年11月に安田副管理者から負担金の見直しについての協議の場を設定されたいという要望がありましたので、管理者として幹事会において負担金の見直しをするようにという、管理者としての命令をさせていただきました。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） そこはよろしいけど、管理者からの命令で各市の担当者は動かないですよ、ということです。各市の事務方が動くのは、それは各市町の首長さんが部下に命令をして、部下に許可を出して、職員を派遣したりしているわけでしょう。片山管理



てなります。ですので、今、1月19日に幹事会で出てきた資料について、今から管理者会で検討するという事です。

以上です。

それとすみません。各市町の幹事、課長が市長の命令によってここに赴くということの御発言だったんですけども、私行政経験が少ないのでちょっと間違っているかもしれないですけども、課長がいつ行っているのか、課長がどこへ行っているのか全部把握しているわけではありませんし、このことについて当該の課長と議論をしたわけでもありません。ですので、私は幹事会の中でどんな議論をされているのかも1月19日に出てきた資料をもって初めて分かりましたし、それまでの間、どのような具体的な指示も相談もしているわけではないです。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 私の経験なりからすると、今、管理者がおっしゃった西脇市の市長として職員と、なんと言うんですかね、私の経験からすればあり得ない、そのように思います。

そしてまた、この負担金の見直しというようなことは、はっきり言って事務レベルで勝手に動いてどうのこうのできるような問題じゃないんです。ですから、必ず、どういった首長の思いでその協議に臨むか、こういったことは少なくとも私が仕えてきた、私も職員でしたんでね、首長なりそういったところでは考えられない。それはもう、それで結構です。西脇市が、西脇市長がそういうのであればそれで結構ですけども、私の考えからいったらそういうことです。

そんなことを言ってもしやあないので、3つ目に移りますけれども、今はまだはっきりとした見直しをすとか見直しをしないとかいう議論、見直しをするということが前提なのかどうかということも、はっきりとまだ決まってないというようなニュアンスで私は受け止めさせてもらったんですけども、これ私も2年前にこのことについて初めて質問させていただいて2年たっているわけですけども、いつまでもだらだらだらだらやっていたら困りますので、3つ目の質問はそういうことです。見直しをするということであれば、その時期はいつになるのか。これについては、まだ見直しをすかどうかということも結論が出ていない。しかし、このような協議をだらだら続けていく必要はないと思いますので、ちょっと質問の内容が変わるかも分かりませんが、見直しをすのかしないのか、要は結論をいつ出すのか、これをだらだらだらだらやってもらったら困りますので、これ期限を切ってください。来年の今日には、はっきりと言えますとか、そういうふうに期限を切ってもらわないと、だらだらだらだら続けていく問題じゃないです。私はそう思うんですけど、期限を切りませんか。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○**管理者（片山象三君）** まず、ちょっと申し上げたいのが、私がまるで虚偽の答弁をしているような印象を与えられたようなことをおっしゃいますけども、大変心外です。全く、今まで担当課長とそういうレベルの話はしておりませんし、担当課長は担当課長で真摯に自分の知見でもっていろんな資料を作るにあたって、計8回この会議に参加しておりますので、市長の意を酌んでということが全くないということをはっきり申し上げます。その上で御質問の件ですけれども、いつまでに決定するかについては、今後の管理者会で検討していきます。

以上です。

○**議長（寺北建樹君）** 7番、大畑議員。

○**7番（大畑一千代君）** 私は何も片山管理者が虚偽のことを言っているなんて、そんな思いはないですよ。なかったらなかったでいいですけども、担当課長とそういう協議がなかったのだったら、それが西脇市のやり方だと思います。それはそれで尊重しますし。ただ、私の経験からすれば加東市、社町ではそういうことをすれば、町長なり市長から大目玉ということ。加東市はそういうところ、社町はそういうところでした。そういうことだけ申し上げておきます。

今後、管理者会でその時期についても検討するというございました。その結論もまともでないというのであれば、私加東市に持って帰って市民に、あるいは加東市の議会で報告がなかなかできないんですよ。ですから、一刻も早く結論を出してもらいたい。そのことだけを申し上げて終わります。

○**議長（寺北建樹君）** 以上で、7番、大畑一千代議員の一般質問を終わります。

次に6番、丸岡弘満議員の発言を許可します。

6番、丸岡議員。

○**6番（丸岡弘満君）** 発言通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

冒頭、片山市長のほうからも御挨拶なんかでも触れられていただいたのですが、北はりま消防組合における新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをしたいと思います。

市民の生命を守る職員が感染すると業務に支障をきたし、市町の皆さんの安全・安心を、生活を脅かすことになるため、総務省消防庁が通知しております救急隊の感染防止対策マニュアルどおりに、施設や機材等の感染予防対策や2次感染というリスクを気をつけながら、患者を搬送する隊員の感染防止対策が徹底されているのかどうか。感染リスクと隣り合わせの中、私たちを守るエッセンシャルワーカーとして、感染防止のための環境や管理体制で働いていただいているのかという、そういった職員を守るという観点から一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。

まず、施設や機材等の感染予防策は、具体的にどのように取り組まれているのでしょうか。現状をお聞きいたします。

○**議長（寺北建樹君）** 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

まず施設につきましては、兵庫県の対処方針に基づきまして、基本的な感染予防対策はもちろんのこと職員間の接触を減らす対策として、書面による事務の引継ぎや各机に飛沫防止用のパーティションを設置。また休憩は時間差で取得しており、食事につきましても座席を離し、対面での使用を禁止しております。

次に、救急自動車を含めた機材の感染予防対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者を含め、病院搬送後は今年度に導入いたしましたオゾンガス発生装置とオゾン水生成器を使用することによりまして、短時間で確実な消毒作業を行うことが可能となっております。

また、救急隊員の現場での感染予防対策ですが、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は高機能の感染防護衣を着装して対応しております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 先ほども御答弁にありましたが、補正でオゾンガス発生装置など、こういった購入もありましたが、感染防止対策の体制整備充実をさらに図っていかねばならないと考えます。今後の課題や対策としての機材や備蓄物等の購入計画というものはあるのかどうか。また、2次感染から救急隊員を守るためにアイソレーターを導入している自治体がございます。

また、こういった新年度予算を含めて整備計画第3次実施計画、こういったものを含めて今後のコロナ対策についての機材、それについて今後どうしていくのか、そういった計画があるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

感染症のパンデミックに備えまして、高機能の感染防護衣につきましては計画的に購入して備蓄しておりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大では通常の救急活動に使用するマスクや感染防止衣が不足し、また価格の高騰などにより入手が困難な状態になったことから、通常のマスクや感染防止衣についても備蓄をしていく予定としております。

また、救急隊員のさらなる感染予防対策として、全ての救急車に飛沫の拡散を減らすためのシールドや陽性の傷病者に使用する専用の搬送器具、これにつきましては、先ほど丸岡議員のほうで言われたアイソレーターになります。これを購入する予定としております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） これは令和2年12月25日、消防庁より救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）、この発出及び救急隊の感染防止対策の推進について通知

があったと思います。その中に、消防機関における望ましい感染防止管理体制の取組を進めるようにと、こういった通知があったかと思うのですが、特にこの少なくとも年1回は研修を企画・実施するようと言われております。研修は計画されているのかどうか、そのほかに感染防止対策に関する教育訓練等、実施しているのか、現状も併せてお伺いをいたします。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

救急隊員につきましては、ふだんから感染防止のための知識は身につけておりますが、新型コロナウイルスに対してさらなる感染防止を図るための研修を行い、全救急隊員が感染防止に対する共通の認識を持って対応できるようにしております。

また、感染防止に特に重要となります感染防護衣の着脱方法や、救急車を含む資機材の消毒方法などについての研修をさらに行いまして、また訓練により手順などの確認を行っております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） これは、お願いということになりますけれども、常に精神的な不安というものを最前線で働く救急隊員が持っていると思いますので、機材、備蓄物の充実等、訓練を通じて認識を高め、また住民の皆さんに安心・安全な救急搬送を心がけていただきたい、そう思います。

続いて、消防庁から令和2年1月24日付で通知があったと思いますが、救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施に基づき、現在ワクチン接種等に取り組んでいただいているところと承知しておりますけれども、このたびの新型コロナウイルスワクチンの接種について国からの具体的指示はきているのかどうか、そういった確認と、また職業感染防止策として職員のワクチン接種について、どのような計画を持たれておられるのか、その点を確認をさせていただきます。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきましては、まず医療従事者等への接種を行うことになっておりますが、その医療従事者等の範囲に救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員等となっておりますので、北はりま消防組合といたしましては各関係市町の担当課と調整いたしまして、予防接種が適切に受けられるように手続を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 続いて、管理者にお伺いをいたします。

常日頃から片山西脇市長におかれましては、この市民に向けてのSNSを利用した正確かつタイムリーな情報発信に加え、防災無線でも弱者に対しての思いやりや誹謗中傷に対する啓発メッセージ、こういったものを発信されているかと思えます。

また、加東市におかれましては先日、社会機能維持に不可欠な業務に携わる人を含めたコロナ差別防止条例を制定されたということを経済新聞でも知ったわけなのですが、そこでお伺いいたしますけれども、これ、万が一救急隊員が救急業務に勤務してコロナウイルス感染症等の、こういった感染症に感染した場合において、そのことをもって不利益な取り扱い、差別等を受けることがあってはならないと思えます。また、正確な情報発信ができていないために、救急隊員や家族への差別、医療知識を持たない者が隊員の、今回も先ほど答弁がありましたけれども、感染予防措置強化、いわゆる防護服を着用しての消防車を対応しているということに対してもデマやうわさ。また、この市民間での誹謗中傷というものはあってはならないと考えています。デマや、情報の拡散やSNS等での誹謗中傷をしないようにエッセンシャルワーカーを守るということから、こういった啓発や対策はできているのかどうか、その点を確認させてください。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 新型コロナウイルス感染症対策について、誹謗中傷については本当に重要な項目であると認識しておりますし、構成市町3市1町それぞれ持っている媒体によって、また啓発をしていると思えます。

その中で、住民の皆様に対しましては、防災メールや防災無線を利用しまして、新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供や基本的な感染予防対策の徹底に加え、特に感染した方やその御家族への偏見や誹謗中傷をしないように、直接呼びかけております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 救急業務に勤務した感染者が認められた場合は、組織としての感染防止管理体制を改めて確認するとともに、感染者本人に対しての精神面のサポートを含めた適切な健康管理を行うよう努めていただくようお願いを申し上げ、また誹謗中傷がないように引き続きの啓発をお願いしたいと思います。

続いて、救急隊の現状と病院の受入対応についてということでお聞きをしたいと思えます。

本日、その他で追加資料として、搬送状況について御説明をいただいたわけなんですけれども、改めてお伺いをいたします。消防庁が調査をして、受入照会回数が4回以上、かつ、救急隊の現場到着から搬送開始までに30分以上を要した、緊急搬送困難事案を集計した結果も出ておまして、またコロナの疑いによって、いわゆる緊急搬送、たらい回し等が増えていると、こういった新聞・テレビ・報道がされておまして、大変心配をしております。

まずは、北はりま消防組合管内での現状について、困難事案が管内で発生しているのか、

管内の搬送状況、詳細を教えてください。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

総務省消防庁では、救急隊が医療機関に受入可能かどうか、4回以上照会して現場到着から搬送開始まで30分以上かかったケースを救急搬送困難事案と定義しております。

北はりま消防組合管内におきましては、これまで新型コロナウイルス感染症に関する搬送事案で、救急搬送困難事案となったケースはなく、比較的スムーズに病院への搬送ができております。

なお、病院への搬送が困難となった場合には、同時に複数の医療機関に受け入れ要請ができる、兵庫県災害救急医療情報システムを利用して、受入可能である病院を探しております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 先ほど答弁にもありました、兵庫県の災害救急医療情報システム、通称EMISを通常利用していただいているということで、そういったことはないということなんですが、特にコロナの受入先の病院との調整・対応、ぜひ聞きたいのは、加東健康福との連携ですね。こういったこともスムーズにできているのかどうか、ふだんの状況を併せて確認をさせてください。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

感染防止対策には各関係機関との連携が必要となりますので、消防本部の救急課が窓口となり、管内2次医療機関及び加東健康福祉事務所と連絡を密に取って、新型コロナウイルス感染症の傷病者の情報の共有を積極的に行い、救急活動に生かしております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 続いて、北はりま消防組合管内における火災や緊急通報についてということでお伺いをいたします。

まず、火災の出動件数についてでございますが、過去5年間のデータから加西市管内での火災出動件数が最も多く、こういったことを加西の選出の議員が聞くというのも非常に恥ずかしいことでもあるのですが、ただ、加西市の担当職員も今日も来ております。現場職員である署長の率直な意見を聞きまして、またお互いの情報共有と問題解決のために、改めてそういった建設的な意見の、また議論をしたいと思うのですが、やはり火災発生が多い原因というのはどこにあるのか教えてください。

○議長（寺北建樹君） 菅野加西消防署長。

○加西消防署長（菅野敏行君） 失礼します。

加西市管轄の火災発生の原因についてですけれども、まず火災の種別によって様々な原因がございます。特に、加西市管轄で多いのが屋外での焼却火やあぜ焼きなどから、その周辺や建物、林野に延焼する火災です。その原因は、建物や林野などの近くで焼却した、風が強いときに焼却した、残り火を消火しなかったなど、また雑草などを事前に刈り込んで1か所に集め、周囲に燃え移らないような焼却準備をされずにいきなり茂っているところに火をつけること、また水や消火器などの消火準備もされていないことが原因です。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 農林業者にとって、こういった野焼きを禁止されるということは大変厳しいことでありまして、当然、例外として生業を営むためにやむを得ないものとして、稲わら等の焼却というのは認められているわけでありまして、しかしながら、これだけ多くの出動回数や生命に関わる大事故になっている例があることから、しっかりとこういった予防啓発などの徹底や取組状況をしていただいておりますのかどうか、その点もちょっと確認をさせていただきます。

○議長（寺北建樹君） 菅野加西消防署長。

○加西消防署長（菅野敏行君） 失礼します。予防啓発などの徹底や取組状況について御説明いたします。

まず、予防啓発の徹底ですが、あぜ焼き等の書類を届出時に安全な焼却方法と消火準備について届出者に説明をしております。

そして予防啓発の取組状況ですが、北はりま消防組合のホームページでの注意喚起と区長様方への注意喚起パンフレットの配付を実施するとともに、消防車・救急車で火災予防広報啓発パトロールを随時実施しております。

また、昨年5月、6月の火災多発時には、6月15日から7月31日までの47日間、加西市総務部危機管理課、加西市消防団とも連携を図り、特別警戒を実施いたしました。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 取組や予防啓発を徹底していただいていると、先日も区長会のほうで御説明をいただいていたというのも確認しておりますが、私は非常にこれ大切だと思うのは、やはり外からの目ではないかなと思うのです。消防署長は、地元は加西市ではないと思うのですが、そういった加西市へ来られて他市と市町と何が違うのかというところを率直に伝えていただきたいなと思うんです。ただ単に注意しましょうということで車を走らせ、マイクで放送して、ホームページで啓発しても、効果がないとは言いませんけれども、やはり先ほどもおっしゃいましたように、消火準備ができていない、こういったところに問題があるのかなと思ったり、やはりその加西の住民が気が付かないというところをぜひ、そこを重点的に啓発していただきたいなと思うのです。

また、今日も担当職員も来ていますので、ぜひその点、いろいろ意見交換をして他市の職員さんも来られていますので、こういった予防対策をされておられるのかということの情報を聞いて、ぜひそれを持ち帰って加西からそういった火災件数が減るように、ぜひ学んで帰っていただきたいと思います。

続いて、Net 119 緊急通報システムの運用状況について、これについて質問させていただきたいと思います。

音声による 119 通報が困難な視聴覚・言語機能障害者が、円滑に通報できるシステムを導入されましたが、現在の登録状況や利用状況、これについてお聞きをいたします。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

聴覚や言語機能障害などにより、音声による 119 番通報が困難な方からの通報を可能とするために Net 119 緊急通報システムを導入し、令和 2 年 10 月 1 日から運用を開始しております。このシステムを利用するためには、事前に登録することが必要であるため、令和 2 年 10 月と 11 月に計 3 回の登録説明会を実施しております。

令和 3 年 1 月 31 日現在の登録者は 41 名で、西脇市が 12 名、加西市が 17 名、加東市が 9 名、多可町が 3 名となっております。

利用状況につきましては、現在のところ誤報が 2 件だけとなっております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 6 番、丸岡議員。

○6 番（丸岡弘満君） このシステムの契約の中に、先ほど説明されたような説明会等も含まれているということかと思うのですが、これは今回これだけで終わるのかどうか、やはり今、登録者数というのも報告していただきましたけれども、本当に必要な方、利用したい方、全てにこういった案内ができていいのかどうか、そういった疑問があるのですが、その点はどのようにお感じか、さらにそういった説明会等がいわゆるコロナ禍でなかなかそういうのができないのかもしれませんが、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

関係市町の担当課と協力しまして、考えられる広報媒体を利用して広報を行ってまいりましたが、登録者数につきましては予想を下回るものとなっております。このことにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響も考えられることから、事態の収束を待って改めて説明会などの開催を考えていきたいとともに、これまでと違う形での広報も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 6 番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） ぜひ、情報のない方、また必要とされる方、登録したくてもできない方に対して、一刻も早い対策をお願いしたいと思います。対象とされる方々の人数とか、団体など各自治体で把握されていると思いますので、こういった連携をしっかりといただいて漏れのないようにお願いをしたいと思います。

また市町別としまして、このホームページにアップされております申請書、承諾書、利用規約、こういうのも確認をさせていただきました。全て内容が一緒で、また最後に書いてある問合せ先が違っていると、当然なんですけども、それだけで、また紹介動画というのも各市町でつくられております。特に加西市、西脇市は、同じ内容で手話通訳者が違うだけというものなんですけども、また加東や多可については特徴のある、なかなかよい動画になっておりまして、ここで言いたいのは、どこの動画がどういうことがいいものだという、そういう評価ではなくて、この動画というのは市町別で再生回数を決して競うようなものではないと思っており、目的はこの対象者に分かりやすく登録をしてもらう、こういったことが最大の目的でありまして、こういった動画をつくるにしても各市町でわざわざつくる、こういった無駄ではないかと、統一して北はりまの広域で協力し合って、定住自立圏でいろんなことをやっておりますので、そういった無駄も省いていって本来の目的にあったもの、それだけにたくさんの人数や時間、お金をかけてするのではなくて、そういうところも今後でいいので、定住自立圏の中で協力し合っていただけないかなとお願いを申しまして、私の一般質問とします。

以上です。

○議長（寺北建樹君） これで6番、丸岡弘満議員の一般質問を終わります。

次に2番、原田久夫議員の発言を許可します。

なお、原田議員の一般質問の答弁にあたり、理事者側から資料配付の申出がありますので、これを許可します。

それでは2番、原田議員お願いします。

○2番（原田久夫君） それでは加西市議会を代表して、加西市議会から見た北はりま消防組合の現状について一般質問を行います。

前年度は、なかなか収束が見えない新型コロナウイルス感染症対策において、本当に消防活動、災害活動について御苦労願っています。初めに感謝を申し上げます。

それでは発言通告により、順次質問をさせていただきます。ここからの質問は、平成23年北はりま消防組合が発足してから10年を経過しました。そこで、全体的な住民サービス等、消防活動について確認をさせていただきたいと思えます。

初めに、負担金の問題等々で大畑議員のほうからも質問がありました。その参考になればと思えますし、加西市から見た負担金の内容についても質問をさせていただきます。また6項目の質問を行いますので、執行者側につきましては要点のみ明確に答弁をお願いを申し上げます。

まず初めに1点目、署所間の警戒区域について質問を行います。

消防署の10拠点整備についてでありますけれども、平成26年度の署所配置検討会報告資料で8拠点、10拠点ということでいろいろ検討されました。最終的に10拠点という体制で決定されました。この件につきましても、27年8月に質問もさせていただいております。そこで、ここが区割りをしていただきました資料なんですけれども、これは10拠点のときの説明資料、別紙1だと思うのですが、現状における警戒区域と当初の警戒区域の距離の根拠。それで一番初めに改めて10拠点（5分警戒区域）の距離の根拠についてお聞きします。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

緊急自動車の走行速度につきましては、道路の整備状況や交差点数、交通量などの影響を大きく受けますが、そうした要素が緊急自動車の走行に与える影響度について分析することは難しいため、消防力の整備指針の消防ポンプ自動車走行速度の分析表の中間値である分速500メートルを採用いたしまして、5分エリアを半径2,500メートルとしております。なお、計画時の5分エリアの警備区域は別紙1のとおりとなっております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） ありがとうございます。それでですね、当初、私のほうから5分警戒の根拠をお聞きしたときは、あまり詳しい根拠は示されておられませんでした。だから覚えております。そこで2点目、10拠点整備が実走による5分警戒区域の距離、比較についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

別紙2を御覧ください。

10拠点の実走による警備区域になっておりますが、実際に緊急走行した場合の5分エリアの警備区域となっております。

別紙1の計画時の警備区域と10拠点の実走による警備区域を比較いたしますと、計画時より10拠点の実走によるほうが拡大しております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） やはり当初の計画のときに、この別紙1では少し違うのではないのでしょうか。やはり市街地で走るのと市街地外で走るのと、全然警戒区域が違っておるので、この提出された資料はおかしいというような内容で質問をさせていただきました。もう一度聞きたいのですが、この別紙2についてはあくまでも救急自動車なのか、消防自動車なのか、その実走の車両、ここで示された自動車の内容、救急か消防自動車か救助工作

車か、何を根拠にされたのか、お聞きします。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 緊急車両につきましては、1年分の全ての緊急車両です。ポンプ自動車と救急車のデータを入れております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 次に移ります。署所ごとの活動職員の配置状況についてお聞きします。

本部職員、署所の職員配置について、私も昨年、2年2月25日の組合議会で質問をいたしました。北はりま消防の定数は、旧消防本部の条例定数、西脇多可80名、加西市68名、加東市60名、その合計の208名をもって条例定数として北はりま消防組合の定数は定められたと伺いました。その208名を確保されて配置されたのは、26年の消防体制整備計画の10拠点をおおむね完了しておりますが、大畑議員の質問にありましてとおり、この消防体制整備計画は3駐在所の勤務体制の変更であり、当初、約1日7時間程度の救急車のみで3名配置ということでありました。それが計画において、3駐在所を出張所へ格上げされ火災救急活動の24時間警戒とし、住民サービスの向上に向けて3出張所を多可町でつくられました。

しかし、その人員配置について、この出張所をつくることによって、24時間体制30名を配置することによって、全体的な警戒区域の人員が不足したということも考えられますし、西脇市も北出張所に13名という内容で配置もされております。加西市及び加東市では、北はりま広域前から消防防災については30年前ぐらいから出張所、分署を設置計画をして3拠点、その当時の大体加西市5万2、3、000人の人口がありましたけれども、やはり防災に力を入れていただきまして3拠点を整備しました。

前回の質問においても、新しい出張所を設置する場合においては、先に条例定数を改正して増員してきたという経緯がありますし、本来なら北はりまもそういう出張所を増設する場合、やはり条例改正をするべきと私も考えておりました。しかし、208名の条例定数で設置して、全て加東、加西の人員を本部、西脇、多可に送ってしまったという経緯があると思います。そこで、現在3市1町単位での消防職員一人当たりの管轄人口についてお聞きします。

○議長（寺北建樹君） 石井消防部長。

○消防部長（石井満君） 消防職員1名当たりの管轄人口について、各市町ごとにお答えさせていただきます。なお人口、そして管轄市町の配置職員数につきましては、令和2年4月1日現在で本部専従職員を除いた人数で算出をいたしております。

まず西脇市ですが、職員数45名、人口4万132人で職員一人当たりの管轄人口は892人、加西市、職員数51名、人口4万3、877人で一人当たりの管轄人口は860

人、加東市は職員数44名、人口4万214人で職員一人当たり914人、多可町、職員数30名、人口2万445人で職員一人当たり682人となっています。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 今、説明がありましたとおり、3市1町での一人当たりの管轄人口については誤差があります。やはり平等というか、消防力としては管内全体として考えるべきでありますけども、やはり3市1町のこれだけの誤差が出てきたということは明らかであります。

そこで、出張所の人員配置について、今まで2回ほどお聞きしました。西脇消防署北出張所の13名配置の根拠についてでありますけれども、1回目は加東市が13名の配置を行っている、それによって西脇市も1署1出張所として13名を配置すると。加西市は、1署2出張所として10名です。そこで、なぜそういうふうなことを13名にされたかという問いで、今言いましたとおり、加東がやっているから西脇もする。加東の場合は地図を見ていただいたとおり、加東消防署から東条出張所まですごい距離がある。やはりこの西脇市は近いです。円に入ってません。それで、当初から東条出張所（分署）は工業地域もありますし、観光地域、そして住居地域、それと中国自動車を管轄して13名配置しないと、加東消防署からの応援が間に合わないということで13名を配置した経緯があります。これは、今まで消防長のほうから確認をとっている。

西脇消防署北出張所の分については、ただ加東が1署1分署で13名やから西脇も1署1出張所で13名、その次に10拠点、多可のどこへ3拠点ができました。そのときに確認をとりますと、13名はどうされたのですかという質問に対して、これは西脇4出張所の補勤要員です。違う答えが返ってきました。補勤要員は、加西も加東も各署がやっております。なぜ13名を10名にしないのか、その根拠について、考えについてお聞きします。

○議長（寺北建樹君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

出張所の人員配置については、西脇北及び東条出張所の2か所につきましては、日勤者1名を含む13名体制、加西市の2か所、多可町の3か所、計5か所の出張所につきましては10名の人員配置としております。

西脇北及び東条出張所の13名配置についてですが、西脇市、加東市においては拠点が1消防署、1出張所の2拠点であると、東条出張所は中国道を管轄に持っていること及び加東消防署から離れた場所に位置していること、また西脇北出張所は多可消防署が出張所体制となり、多可町3出張所となったことから補勤等に人員を考慮したため、西脇北及び東条出張所についてそれぞれ13名の人員配置としております。

出張所における人員配置につきましては、今後消防体制を踏まえ、有効配置となるよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 慎重に検討していくというけど、これは配置してから何年になるんでしょうかね。10拠点ということになって、検討されなかった。これは組合議会で質問もさせていただいております。この13名を配置している、西脇北出張所に13名の配置をした理由、今それだけの13名がいるんですかという、何かあるんでしょうか。そのところをちょっとお聞きしたい。

○議長（寺北建樹君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 当初の署所配置計画の段階から、各拠点数が決まってまいりまして、構成市町における拠点数によって配属する人員のほうも決められてまいりましたので、そのままの状況で現在まで13名という人員配置については至っております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） それでは、やはり全体的な人員配置について意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほども言いました、加西市、加東旧消防本部におきましては、ほんとうに古くから24時間体制が消防の任務であるということで、3分救急、5分救急の内容で執行者側のほうから議会の理解をいただきまして設置した経緯があります。その内容からして、やはり24時間体制が確立されてきた。しかし、西脇多可消防本部におきましては、救急の救急車のみということで1日7時間程度の配置であって、やはり24時間体制が必要と、それはみんなが理解しているところであります。やはり消防は24時間で回るといふ、これは当然のことであって協力するべきと私は思っております。しかし、208名の配置人員の中で適正な配置をお願いをしたいと思っております。

そこで、次に移ります。10拠点体制による災害時の出動計画についてお聞きしたいと思います。

災害には、火災、救急、救助、自然災害等のいろいろと情報共有については、災害全般に出動計画を立てて出動していただいております。そこで、各種災害出動車両、人員について、計画についてお聞きします。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

まず、火災、救急、救助及び自然災害出動部隊の運用についてですが、各種災害時における警防体制の確保に万全を期するため、北はりま消防組合警防活動規程や出動計画によりまして10拠点の消防部隊を組織的かつ効果的に運用するために、各種災害に出動する消防車両の種別及び出動台数を指定して運用しております。

台風などの自然災害におきましては、災害予想に応じた配備体制を段階的に行い、招集

によりまして配備人員の増強を行っており、警戒活動による状況の確認や被害が発生した場合は状況に応じた活動隊を編成して出動させるとともに、地元消防団との連携による活動も行っております。また、構成市町との連携を図るため、各市町の災害対策本部に職員を派遣を行っております。

次に、各種災害出動時の出動車両台数と人員につきましては、北はりま消防組合出動計画に基づき各種災害毎の基本的な車両編成が定められております。例えば、建物火災であれば消火隊3隊、交通救助では消火隊1隊、救助隊2隊、救急隊1隊となっており、この車両編成データにつきましては、高機能消防指令システムに入っておりますので、現場の状況に応じた車両に対して即時に出動指令が出せるようになっております。

なお、人員につきましては、消防力の整備指針等で示されているとおり、消防隊、救助隊などにつきましては4人以上、救急隊は3人以上で出動しておりますが、西脇北出張所と東条出張所を除く出張所につきましては、3人の最低人員となる場合は消火隊3名で運用しております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 人員少ない中、いろいろと御苦労願って災害対応していただいているようです。加西消防署にたまに寄ったときに、立入検査等々で出られたときに2隊出動が1隊しか出られない。検査に出ているので人がいない。それならどうするねん、1隊中止で消防車で1隊しか出動できないという現状が今の内容だと思うんですね。そういうようなことで、人員の配置についてもここで災害出動で今言われているとおり、そういうふうにやっておるということで聞きますけども、現実には非常に少ない人員で災害に対応していただいております。消防署におきましては、危険物また防火対象物訓練等々、全部受けておりますから、やはりそこは訓練等に非常に出ます。その人員も確保できないというような状況だと聞いております。それで適正配置をお願いしたのですが、そこで次に、災害の出動時に指揮隊というものが編成されて、ちょっと何年か忘れましたが消防本部に6名の隔日勤務者が配置されて、北はりま消防本部ここですね。その指揮隊、なぜ本部に6名も隔勤を配置されたのか、人が少ない上に、この西脇のほうへ編成してしまう、この指揮隊の考えについてお聞きしたいと思えます。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

建物火災が発生した場合や交通事故などにより、多数の傷病者が発生した場合などにつきましては、多くの消防隊が現場に出動することとなりますが、その消防隊を効果的に活用するためには各消防隊が連携し、組織的に活動することが重要となります。そのためには、明確な指示、命令システムが必要であり、現場最高指揮者が指揮命令にあたることとなりますが、多岐にわたる指揮業務を一人で掌握することには限界がありますので、指揮隊が

出動し指揮または現場最高指揮者の指揮支援を行い、各消防隊が安全かつ効果的に活動できるように運用しております。

なお、指揮隊には本部から出動する本部指揮隊と各消防署から出動する消防署指揮隊があります。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 今、本部指揮隊と署指揮隊というようなことで説明をされてきました。私思うのですが、この本部指揮隊を6名配置したという、この阪神間の消防本部と北はりま消防本部と同じような考え方でやられたら、非常に人力的にも無理が生じてくると思うんですね。先ほどの大畑議員の質問に対してあったかと思うのですが、阪神間は車両に対して人員を配置している。北はりまは車両に対して人員ではなくて、人員が車を選んで出動するという体制ですから、非常に内容的に異なってくると思うんです。

そこで、本部指揮隊と署指揮隊の運用についてちょっと詳しく御説明していただきたいと思えます。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。

本部指揮隊につきましては、消防本部の警防部長と警防課の隔日勤務職員で編成し、24時間体制で指揮隊を運用しております。

消防署指揮隊につきましては、署長・副署長などの日勤職員や、必要に応じて隔日勤務職員により編成しております。

なお、本部指揮隊と消防署指揮隊の出動する事案には違いがございまして、災害の状況に応じて消防署指揮隊のみで活動できる場合は消防署指揮隊のみの出動、消防署指揮隊だけでは対応できない場合は、本部指揮隊も出動しております。

また、本部指揮隊は24時間体制で運用していることから、消防署指揮隊が出動できない場合でも確実に指揮活動が行えるようにしております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） ほかの大きな消防本部は、災害があれば指揮隊と一緒に出動するわけですね。加西のほうから見ますと、本部から指揮隊が出動しても20分かかりますね。ということは、小さな家は全焼ですわ。20分だと。という内容からして、この西脇管内であれば同時出動できるわけですから、消防署指揮隊、本部指揮隊がやれば非常に人力的に裕福になるというか、現場活動が適切にできる。加東市も西脇から出れば5分圏内に入ってますね、これ。本部指揮隊が、加東市のほうへ到着はすぐにできる。加西市の場合は地図上の内容からすれば、大体南のほうへ行けば大体20分以上かかる。そんな無駄なことをするのはなしに、私の考えとしては、その6名を署所に行って署指揮隊を充実させ

る。加東が火災に行けば、西脇市の指揮隊が動いていけばいい。加西で発生すれば加東の指揮隊が行けばいい。そういうような、うまく運用できるような方法を考えていただきたいと思うのですが、検討の余地はあるのでしょうか。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 先ほど原田議員のほうから言われるとおり、本来は指揮隊については各消防署から出て、かつ、各活動隊とともにするというのが一番理想的なんですけど、今の人員ではなかなか指揮隊を確保するのができないというのが実際の話になるのですけれども。今本部指揮隊の人員を各署所に配置して指揮隊の運営ということなんですけども、現在、本部指揮隊は警防課の隔日勤務職員6名と私警防部長のほうで運営しているのですけれども、もともと本部警防部の警防課には警防課長とあと警防係と救助係がありますので、日勤者3名でこれまではやっていたのですけども、その日勤者3名を隔日勤務に変えまして、さらに3名を加えまして隔日勤務者3名、3名体制で最低人員2名での指揮隊運用ということにしております。それをもし解体しますと、もともとの日勤の警防課の職員が残りますので、残り3名になるわけですね。その3名を各署所に一人ずつになるのですけれども、一人ずつ加えたところで指揮隊というのはまず編成できないということがあります。

それと各署所からの出動ということになるのですが、消防力の整備指針で平成17年に指揮隊というのが設けられたのですが、そのときになぜ指揮隊が設けられたかというのが、消防職員の殉職が結構多くて、その殉職をなくすために指揮隊が各消防隊の安全管理を行うというのがあります。本部指揮隊に関しましても、やはり隊員の安全管理というのを一番大事にしておりまして、そういった安全管理をする以上は、確実に指揮隊を編成しないといけない。ということで、各署所指揮隊であれば、やはり人員の少ない中、目の前にある事故を避けて指揮隊を編成ということはやはりできない。確実に指揮隊を編成できないということから考えて、やはり効率的にこの北はりま消防で運営する場合は本部指揮隊に人員をあてて指揮隊を編成するというのが、一番今のところベストな方法だと考えております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 考え方はよく理解しておりますけど、私が言いたいのは、本部指揮隊ではなしに、加東に火災が発生すれば出動するときに西脇の指揮隊が行けばいいということを言っているだけであって、本部指揮隊が何で行かなければならない。指揮の命令系統については、署指揮が先に立つんでしょ。署長指揮でしょ。ということは、指揮命令系統から言えば署長が出るんですから、そういうような運用をうまくできるように、広範囲ですから、近くの署から指揮隊を出せばもっと近くに早く到着できるということを言っているだけであって、もし、警防事務、いわゆる本部事務は非常に多岐にわたって忙しい

のは十分理解しております。警防係の3名と3名、6名の隔勤ということで、日勤組が3名でも仕事は十分できると思います。3名と分署の3名、6名を加東と西脇に配置できるならと、また人員の分についても一人当たりの警戒区域も増えてくるということになりますから、私のほうからはもうちょっと運用をもっと柔軟かい頭で考えていただきたい。ということで、この質問は終わりたいと思います。

次に、各署所車両更新の状況についてお聞きしたいのですが、消防車両の更新基準による消防車両整備計画、令和元年度特殊消防車両について2点ほどお聞きしたいと思います。

その前に、消防車両は28年から、これは10拠点ではなしに、駐在所のときから今回の10拠点になったときに、急に車両が増えてきております。それを参考にしたいと思いますが、出張所は救急車が初めからありましたのですが、タンク車が増えておまして2台ですね、多可、そして西脇が1台、あとは事務連絡車が増えてきたという経緯があるのですが、そういうように増えてきたというのは話しながら、特殊車両の整備についてお聞きしたいのですが、特殊車両の種類、整備方針というのはどのように考えられているか、お聞きします。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） まず、各種災害対応における特殊車両整備の考え方についてですが、北はりま消防組合に必要な特殊車両につきましては、救助活動に備える救助工作車、危険物火災に備える化学車、中高層建物火災に備えるはしご車、水利不足に備える水槽車としており、管内の状況に応じた配置数、配置場所となるように検討して配置しております。

次に特殊車両の配置及び配備車両計画についてですが、北はりま消防組合では広域化によるスケールメリットにより、多数の消防隊の統一運用が可能になり、初動体制の強化が図られたことなどから、消防体制整備計画により特殊車両の配置を見直し、効率的な運用に取り組んでおります。それぞれの特殊車両の配置計画ですが、救助工作車は2台とし、西脇消防署及び加西消防署に配置しております。化学車につきましては1台とし、加東消防署に配置しております。はしご車につきましては、現在3台を配置しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、広域化によりまして初動体制の強化が図られており、また財源に限られる中、高額な購入費や維持管理費が必要であることから、1台を削減することとしており、令和4年度に加西消防署に配置しているはしご車を廃車し、2台の配置とします。水槽車につきましては、加西消防署に1台配置しており、現在のところ運行が不可になったところで廃車としておりますが、近年出動が増加し有効な活動が多くなってきていることから、現在、配備の是非について検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 特殊車両につきましては、救助工作車、その他化学車ということ

ですけれどもはしご車が2台、加西がなくなって配置は西脇と加東にはしご車を2台置くと、最終的には1台になるんですか、そのまま2台のままずっと検討されるんですか、どうですか。

○議長（寺北建樹君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 現在の計画は、加西消防署に配置のはしご車1台を削減して、加東消防署と西脇消防署に配置します。それ以降につきましては、管内で2台という事で1台体制ということを経来的には考えていかなければならないとは思いますが、ただオーバーホールというのが5年毎にきます。その間、約2か月から3か月はしご車が当管内からなくなるということで、他の消防本部にあっては近隣の消防本部に応援ということで、その間応援を求めるわけなんです、北はりま消防にあっては、広域になりますので、その1台を削減する前にその代替となる車両を考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） その考えはよく分かるんですけども、この配置計画といいますと、西脇と加東は非常に近いです。近いところに2台置いて、加西、円を見たら分かるでしょ。出動計画。そこになぜ遠いところから削って、近いところに2台置くのかな。救助工作車の場合もあるので、ここの整備指針というのかデータをもらいましたけども、2台置いて何分かかるといふ、こういう図面もいただきました。これは何で置いているかという、救助工作車は、加西は5万何千人と救助件数も多いし、中国道も抱えています。加東は減らしても、東条と加東消防署にはそれと同様な救助器具を積んだタンク車を配置しますというようなことで了解をとれたと思うのですが、その際になぜこの近くのところに2拠点置いて、一番離れた加西にないのかということをやっと疑問に思っております。また、これも配置計画の中で十分に、この図面を根拠にするならば、これで配置計画10拠点されたのですから、この10拠点を中心に消防配置と人員配置を再度検討していただきたい、こういうふうに思います。

次に、北はりま消防組合体制整備計画の中で、発足から10年経過して26年作成の消防体制整備の中で、今日初めて三次計画をいただきました。この中で人員配置等について、この計画は人員配置の検討がなされていない、この議員協議会でパーセンテージで数字が載っていないという指摘もさせていただきましたのですが、この整備計画の中で配置とか人員配置、消防車両の配置、この項の検証を本当に幹部の方がやられたのかと思うのですが、この検証についてどう考えておられるかお聞きします。

○議長（寺北建樹君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

消防体制整備計画につきましては、平成26年度を初年度といたしまして、令和5年ま

での10年間の計画としております。この整備計画は、基本構想、基本計画、そして実施計画により構成されており、この実施計画は3年間の計画を策定し、ローリング方式により検証と評価を実施しております。これまでに、第一次実施計画及び第二次実施計画の検証と評価を終えまして、現在皆様のお手元のほうにあります第三次のほう、検証に至っております。これが令和2年度から令和4年度、第三次実施計画のものとなっております。今後におきましても、これまでと同様に幹事会において第三次実施計画の年度ごとの実証と評価を行うものであり、またその内容につきましては、管理者に報告しているものでございます。なお、先ほどの質問にございましたように、車両配置、人員配置等の内容につきましては、残念ながら今まで検討内容としてはございませんでした。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） この車両配置及び人員配置についても、やはり北はりま一本になって3市1町が消防防災を地道に図ってきた経緯があります。やはり、それを均等に消防力の配置をお願いして、今後とも検証して地域の住民の安全・安心のためにお願いしたいと思っております。

最後に、消防負担金の見直しについてお聞きしたいと思います。

これも幹事会等々とか、初めに管理者のほうからいろいろと当初、一番初めに質問したときに述べられておりました。組合消防も10年経過して10拠点整備がおおむね完了しました。あと多可出張所の移転整備のみが残っております。その当初の組合消防の基本的な合意内容についても、再三私のほうから議会のほうで話を訴えてまいりました。当初は、各市町の消防力の低下をしない、させない、経費、人員削減及び消防に与えられた住民へのサービス向上を目的に広域化をしましょうということで、管理者会でもそれを合意の下でやられた経緯があります。

また、この合意の大きな内容としては、当時、消防無線周波数の変更、国の割当ての周波数の変更等の整理計画がありました。そこで、アンテナの増設また3つの消防本部の119受信装置の消防指令センターの更新時期と重なって、共同整備を目的に進めた経緯があります。その当時におきましては、加東市長の管理下において進めた経緯があります。そこで、この事業費が10億数千万という大きな金額になりました。それを3消防本部3市1町で共同運用しましょうというのが、本来の姿であります。本部運営についての話し合いでは、当初、本部の条例定数から本部設置に向けての必要人員を案分して職員を派遣すると、本部を立ち上げた経緯もあります。指令室の要員は、やはり各本部でも要員は要りますから、各本部から5名程度出して指令室を立ち上げましょうということになりました。

しかし、旧条例定数から現状では、加西市から17名、加東から16名、これを本部に送っております。これが現実であります。合計33名に旧2消防部本部の条例定数から3

3名が減になって、それが異動しております。これが事実であります。本部というのは、本当に多忙であります。いわゆる単独消防と違って、議会から予算から全てのいろんな本部事務がございます。それも十分理解をしておりますが、人員配置また出動計画、さらなる検討をお願いしたいと思います。それで、今までいろいろ質問をしてきました。非常によくなってきたのは事実ですけども、やはり各本部において人員等によって災害活動に支障をきたしておるといのは、現状であると思います。そこで、今後、この見直し、負担金の見直しについて、片山管理者の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（寺北建樹君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 大畑議員の質問でも答弁させていただきましたように、これまでの幹事会等で負担金の見直しについては検討を重ねてまいりましたが、今後、管理者会においてさらなる検討を進めていきたいというふうに思います。

議員のほうからも御指摘がありましたけれども、全体での消防力というのはそれぞれの合併前と比べましても地域全体から見たら、消防力の強化につながっていると思いますし、また設備としては指令台の更新が数年後にも迫っておりますし、ほかの分についてもよりいいものを安く購入するということが大事なことだなどというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 負担金の見直し、やはり片山管理者が言われたとおり、3市1町で消防防災を充実するのが基本であります。それも皆さん協力してやってるのはわかっておりますけども、やはり地域の我々としては、地域ごとに議員が出ておりますし、平均して消防力を上げていくと、片方だけがよくなって差があるというのではなしに、やはり各3市1町が平均的に防災力の向上に努めて、その上で努力していただきたい。そういう意味では、やはり消防力の見直し、人員の配置また負担金の見直しは不可欠でありますので、やはり今後、この負担金の見直しも併せて早急に検討をしていただけたら、また見直し検討委員会の設置というものもお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺北建樹君） これで2番、原田久夫議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって、第38回北はりま消防組合議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 異議なしと認め、第38回北はりま消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時55分閉会

挨拶

○議長（寺北建樹君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期、定例会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束もまだまだ展望するところには至っていません。一人一人が手洗い、消毒、マスクの着用や不要不急の外出を控えるなど、感染予防対策を徹底し、地域の皆さんとともに乗り越える日を迎えたいと思います。

議員各位におかれましては、3月議会も近づいてまいりました。健康に十分留意され、消防行政の積極的推進と地域住民の安全・安心に御尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第38回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日、提案をさせていただきました案件につきましては慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおりに御決定を賜りました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、開会の挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の猛威は世界規模で甚大な影響を及ぼし、これまで当然のことと思われていた日常が一変してまいりました。日常生活や価値観も大きく見直される中、消防行政においても様々な変化が求められています。

北はりま消防は、今後も組織力の強化に努め、このような変化にも対応できる柔軟性と強靱な対応力を併せ持つ消防機関として、皆様の期待にお応えできるように取り組んでまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただくことを御祈念申し上げ、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺北建樹君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 寺北建樹

会議録署名議員 浅田康子

会議録署名議員 原田久夫